平成２４年（フ）第６２８号
神戸市兵庫区南仲町２番26号
破産者　関西昆布株式会社
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２９５号
岡山市北区東古松218番地　コーポニシムラ103、旧住所岡山市中区国富980番地１　ジェイシティ国富503号
破産者　山崎　信幸
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５５４号
熊本市南区富合町釈迦堂691番地５
破産者　株式会社石崎鍼力店
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１４０２号
東京都八王子市小比企町1263番地コーポリバーサイド206号
破産者　藤本　昌彦
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７２８号
神奈川県南足柄市沼田５番地３
破産者　株式会社こゆるぎ
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７８号
山梨県南都留郡山中湖村山中811番地
破産者　株式会社羽田建設
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第８０号
山梨県南都留郡山中湖村山中865番地の187
破産者　亡羽田誠相続財産
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第５５０号
静岡県浜松市南区芇野町194番地の１
破産者　栗田理建工業株式会社
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４８号
静岡県袋井市山科3253番地
破産者　ヒサシ工業株式会社
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１３５１号
京都市下京区寺町通松原下る植松町713番地
破産者　有限会社柿善川合乾物
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１６号
香川県高松市錦町１丁目23番１号
破産者　光洋プロダック株式会社
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１１７号
香川県高松市宮脇町１丁目11番14号
破産者　川田　哲也
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１１８号
香川県高松市宮脇町１丁目11番14号
破産者　川田　真也
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２６９１号
札幌市西区山の手６条５丁目４番16号　メゾネ山の手103号
破産者　鈴木　健司
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６９６号
札幌市中央区宮ヶ丘１丁目１番25―403号、開始決定時の住所札幌市西区山の手２条10丁目３番23号　ヴィルヌーブ山の手101号
破産者　山澤　靖司
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７２号
神奈川県横須賀市武３丁目５番36号
破産者　木村　健一
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第５６４号
広島市西区南観音７丁目８番15―302号、開始決定時の住所広島市西区南観音２丁目８番27―1005号
破産者　野村五十鈴
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１０４号
広島市佐伯区美の里１丁目９番８―306号
破産者　野村　憲二
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部